年　　月　　日

申請者

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

１　事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。ただし、事務所が２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣に提出すること。

２　登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けること。なお、登録免許税の額が３万円以下の場合にあつては、前記の領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。

３　④欄は、個人サンプリング法の実施の有無について、該当する文字を○で囲むこと。

４　⑤欄は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無について、該当する文字を○で囲むこと。

５　⑥欄は、作業環境測定を行うことができる作業場の種類について、該当する番号を○で囲むこと。

６　⑦欄は、④欄で「有」を選択した場合に、⑧欄は、⑤欄で「有」を選択した場合に記入すること。

７　①欄、③欄及び⑦欄から⑪欄までに記入した事実を証する書面を添付すること。